

自治会研修旅行に公金支出
市の敗訴が確定

横浜市都筑区長(当時)らが2004年、同区連合町内会自治会の研修旅行に参加するのに出張旅費を支出したのは違法だとして、よこはま市民オンブズマンが横浜市長を相手取り、元区長らに旅費などを返還請求するよう求めた住民訴訟で、最高裁第一小法廷(横田尤孝裁判長)は、上告審として受理しない決定をした。28日付。

これにより、元区長に計約6万円の返還を請求するよう横浜市長に命じた東京高裁判決が確定した。

高裁判決によると、元区長ら職員3人は04年9月、連合町内会自治会の1泊2日の研修旅行に参加。1日目は神戸市で震災関連施設などを視察し、翌日はつす潮籠瀬船に乗船したり酒造記念館を見学

10/30 朝日

したりした。判決は2日目に
ついて必要性を認めなかつた。
林文子・横浜市長は「判決
の内容に従って必要な事務手
続きを進めてまいります」と
するコメントを出した。

10/30 朝日

10/30 東京

市元区長への旅費
返還請求判決確定
「視察は観光目的」
横浜市都筑区長と職
員二人の計三人が区民

らに同行した二〇〇四年の視察研修は観光目的だったとして、出張旅費など約十八万円を返還させるよう市側に求めた住民訴訟で、最高裁第一小法廷(横田尤孝裁判長)は二十九日までに、市側の上告を受理しない決定をした。当時の区長に約六万五千円を返還請求するよう命じた二審判決が確定した。決定は二十八日付。

〇八年十一月の二審東京高裁判決によると、当時の区長らは〇四年、災害発生時の対応策を研修するとの名目で兵庫県に一泊二日の日程で出張。一日目に神戸市の「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」を訪れ、地元住民と意見交換などをした。

10/30 東京